

2021年度①

# 刑法

(全 3 ページ)

## 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 刑 法①

次の問題I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

I 次の【事例】を読み、甲および乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（証拠隠滅罪および特別法違反の点は除く）。

## 【事例】

- (1) 甲(35歳)は、無職の妻乙(30歳)及び長女A(3歳)と、郊外の住宅街に建てられた甲所有の木造2階建て家屋(以下「甲宅」という。)で生活していた。甲宅の住宅ローンの返済は、会社員であった甲の給与収入によってなされていた。しかし、甲が勤務先を解雇されたことから、甲一家の収入が途絶え、ローンの返済ができず、住宅ローン会社から、甲宅に設定されていた抵当権の実行を通告された。甲は就職活動を行ったが、再就職先を見つけることができなかった。
- (2) このような状況に将来を悲観した乙は、ある日の夜、甲とAが就寝した後、「Aを道連れに先に死のう。」と思い、衣装ダンスの中から甲のネクタイを取り出し、眠っているAの首に巻き付けた上、絞め付けて殺害した。その後、乙は、台所に行って果物ナイフを持ち出し、布団の上で自己の腹部に果物ナイフを突き刺し、そのまま横たわった。
- (3) 甲は、乙のうめき声で目を覚ましたところ、Aが死亡しており、乙の腹部に果物ナイフが突き刺さっていることに気が付いた。甲が乙に「どうしたんだ。」と声を掛けると、乙は、甲に対し、「ごめんなさい。私にはもうこれ以上頑張ることはできなかった。早く楽にして。」と言った。甲は、「助けを呼べば、乙がAを殺害したことが発覚してしまう。しかし、このままだと乙が苦しむだけだ。」と考え、乙殺害を決意し、乙の首を両手で絞め付けたところ、乙が動かなくなり、うめき声も出さなくなっこなことから、乙が死亡したと思い、両手の力を抜いた。
- (4) その後、甲は、「乙がAを殺した痕跡や、自分が乙を殺した痕跡を消してしまいたい。家を燃やせば乙やAの遺体も燃えるので焼死したように装うことができる。」と考え、乙とAの周囲に灯油をまき、ライターで点火した上、甲宅を離れた。その結果、甲宅は全焼し、焼け跡から乙とAの遺体が発見された。

(5) 後に、乙の遺体を司法解剖した結果、乙の死因は、頸部圧迫による窒息死ではなく、頸部圧迫による意識消失状態で多量の一酸化炭素を吸引したことによる一酸化炭素中毒死であることが判明した。

II 次の【事例】を読み、甲・乙の罪責について、具体的な事実を指摘しつつ答えなさい（特別法違反の点は除く）。

【事例】

- (1) 甲は、近くの山林をV1に転売する目的で入手しようと考え、その登記簿上の所有者である乙のもとをおとずれ自身に山林を売却するように申し入れた。しかし、乙は山林の所有権はすでにV2に移転しV2が管理しているが、登記のみが乙のままになっているだけなので売却することはできないと甲に説明した。そこで、甲はV2方を訪れ山林の売却を申し入れたが断られた。
- (2) その後、甲は再び乙のもとを訪れ説得しようとした。乙は何度もそれは無理だというところを、甲は法律のことをよく知らずまた経済的にも困窮していた乙に対して、あの山林はあなたの名義なんだから売却してもいいんだ、自分に山林を売却してもなんの問題はないし何かあれば私の方で何とかするから心配するなどといって安心させ、ついに乙に売却を承知させた。
- (3) 甲は乙に土地の代金500万円を支払った後、すぐにV1に対して、土地を手に入れましたよ、代金を受け取ったらすぐに登記しますので、といって、V1に上記事実があることを秘した上で本件土地を正当な所有者から購入したと誤信させ、土地の代金1000万円を支払わせた後、中間省略登記によって甲からV1への所有権移転登記を行った。なお、V1は余計なトラブルを避けるために乙と甲との間のやり取りを知っていたならば本件山林を購入することはなかった。

参考条文

民法 177 条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。